

様式第1号（第7条関係）

林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書
（林業・木材産業改善措置に関する計画書）

年 月 日

島根県知事

様

住所又は主たる事務所の所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

印

林業・木材産業改善措置に関する計画を作成したので、島根県林業・木材産業改善資金貸付規則第7条第2項の規定に基づき林業・木材産業改善資金の貸付資格の認定を申請します。

林業・木材産業改善措置に関する計画

1 林業・木材産業改善措置の目標

〔林業経営又は木材産業経営の改善を目的とする場合〕

(1) 林業経営又は木材産業経営の現状と目標

（個人用）

項目	現状	目標
家族従事者数		
資本装備		
生産等の状況		
年間収入（万円）		
年間所得（万円）		

(注) 1 「生産等の状況」欄は、林業又は木材産業に係る経営規模、年間事業量等を記載すること。

2 「年間収入」欄及び「年間所得」欄は、林業又は木材産業に係るものを記載すること。

（法人用）

項目	現状	目標
資本金（出資金）		
従業員数		
資本装備		
生産等の状況		
売上高（万円）		
営業利益（万円）		

(注) 1 「生産等の状況」欄は、林業又は木材産業に係る経営規模、年間事業量等を記載すること。

2 「売上高」欄及び「営業利益」欄は、林業又は木材産業に係るものを記載すること。

(2) 林業・木材産業改善措置の具体的目標

項目	現状	目標	(1)との関係

(注) 1 「項目」欄は、林業・木材産業改善措置を実施することにより直接効果の現れる指標（生産性、生産量、生産コスト、品質、販売コスト、販売量、売上高等）を記載すること。

2 「現状」欄及び「目標」欄は、原則として数値を記載すること。

3 「(1)との関係」欄は、本目標と(1)で記載する年間収入（売上高）又は年間所得（営業利益）との関係を記載すること。

[林業労働に係る労働災害の防止を目的とする場合]

(林業労働従事者用)

項目	現状	目標
年間従事日数		
保有安全衛生施設		
労働災害防止		

(注) 「労働災害防止」欄は、災害による労働損失日数等の労働災害防止に係る現状と目標を記載すること。

(雇用主（個人を含む。）用)

項目	現状	目標
従業員数		
年間延べ雇用量		
保有安全衛生施設		
労働災害防止		

(注) 1 従業員及び延べ雇用量には、家族従事者を含めること。

2 「労働災害防止」欄は、災害による労働損失日数等の労働災害防止に係る現状と目標を記載すること。

[林業労働に従事する者の確保を目的とする場合]

項目	現状	目標
従業員数		
年間延べ雇用量		
保有福利厚生施設		
労働従事者の確保		

(注) 1 従業員及び延べ雇用量には、家族従事者を含めること。

2 「労働従事者の確保」欄は、新規雇用者数、従業員全体に占める若年（例えば40歳未満）従業員数の割合等の労働従事者の確保に係る現状と目標を記載すること。

2 林業・木材産業改善措置の内容及び実施時期

(1) 林業・木材産業改善措置の内容

林業・木材産業改善措置の内容は、当該措置が林業・木材産業改善資金による政策支援の対象として適切なものか否か判断できるよう、それぞれの内容に応じて定めるものとするが、参考例を示すと以下のとおりである。

(林業・木材産業改善措置の内容が機械・施設の導入の場合)

____年度

現在設置している機械・施設						導入機械・施設							
品目	メーカー	目的	規格・能力等	台数	購入時期	品目	メーカー	規格・能力等	更新・新規の別	機械・施設設置予定年月日	台数	単価	所要金額

- (注) 1 林業・木材産業改善措置の実施が複数年度にまたがる場合は、年度ごとに別表にすること。
 2 林業・木材産業改善措置の内容に応じて必要となる項目を追加するなど様式を変更すること。

(林業・木材産業改善措置の内容が森林施業の実施に係るものである場合)

____年度

項目		内容					
目的							
施業対象森林の概要		別紙のとおり					
作業種	森林の位置	作業種別の事業計画					
		事業開始時期 ～終了時期	年齢級	面積	材積	延長	所要金額
間伐							
	計						
複層伐							
	計						
作業路の開設・改良							
	計						
合計							

- (注) 1 林業・木材産業改善措置の実施が複数年度にまたがる場合は、年度ごとに別表にすること。
 2 施業対象森林の概要は、位置、現況（樹種別・林種別・年齢級の面積、蓄積）を別紙に記載すること。また、位置を明らかにした図面を添付すること。
 3 林業・木材産業改善措置の内容に応じて必要となる項目を追加するなど様式を変更すること。

(林業・木材産業改善措置の内容が権限に基づき管理している立木と一体となった木材の安定供給に係る立木取得を行うものである場合)

伐採対象立木											年度		
立木所有者の氏名	立木の位置			立木の樹種、樹齢及び材積							取得予定年月日	取得対象立木	所要金額
	市町村	地番	林小班	人工林			天然林			計			
				樹種	樹齢	材積	樹種	樹齢	材積				
計													

- (注) 1 林業・木材産業改善措置の実施が複数年度にまたがる場合は、年度ごとに別表にすること。
- 2 伐採対象立木には、権限に基づき管理している立木を記載すること。
- 3 林小班ごとに記載すること。
- 4 樹種及び樹齢が複数のものは、主たるものを記載すること。
- 5 「取得対象立木」欄には、林業・木材産業改善資金で取得を予定している立木につき○を付すこと。
- 6 林業・木材産業改善措置の内容に応じて必要となる項目を追加するなど様式を変更すること。
- 7 取得対象立木を明示した伐採対象立木の位置図を添付すること。
- 8 木材加工業者と木材の安定供給に係る協定等の写しを添付すること。

(2) 林業・木材産業改善措置の実施時期

項目	年度別の事業量						林業・木材産業改善措置の対象
	年度 (月日)	年度	年度	年度	年度	年度	

- (注) 1 全体の工程が明らかになるよう、林業・木材産業改善措置については当該措置に係る事業及びその運用計画を明らかにするとともに、林業・木材産業改善措置以外の措置についても必要に応じ記載すること。
- 2 (1)の林業・木材産業改善措置の内容と整合を図って記載すること。
- 3 「項目」欄には、例えば、○○機械の導入、○○での間伐の実施、○○から立木の購入等と記載すること。
- 4 「年度別の事業量」欄には、当該認定に係る林業・木材産業改善措置に係る事業の完了予定月日を()書で記載するとともに、年度別の運用計画を生産量、販売量、購入量、実施面積等の事業量で記載すること。
- 5 「林業・木材産業改善措置の対象」欄には、林業・木材産業改善措置として行う項目につき、○を付すこと。
- 6 林業・木材産業改善措置の内容に応じて必要となる項目を追加するなど様式を変更すること。

3 林業・木材産業改善措置を実施するのに必要な資金の額及び調達方法

林業・木材産業改善資金貸付残高								
円(年月日現在)								
区 分	総事業費					資金内訳		
					計	改 善 資 金	その他の 借入金	自 己 資 金
年度								
年度								
年度								
年度								
年度								
年度								
合計								

- (注) 1 「総事業費の区分」の欄は、機械又は施設の導入、間伐の実施、作業路の開設、立木の購入等の取組の具体的な内容を記載すること。また、資材購入等の林業又は木材産業の経営改善に伴い必要となる改善措置も区分して記載すること。
- 2 「総事業費の計の各年度の合計」欄は、2(1)林業・木材産業改善措置の内容の年度ごとの所要金額の欄の数値と一致させること。
- 3 林業・木材産業改善措置の内容に応じて必要となる項目を追加する等様式を変更すること。
- 4 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令第7条第1項に規定する資金を調達方法とする場合は、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法第3条第1項に規定する林業経営改善計画の認定書の写しを添付すること。
- 5 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第13条第2項に規定する資金を調達方法とする場合は、同法第4条第1項に規定する農商工等連携事業計画の認定書の写しを添付すること。
- 6 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律第9条に規定する資金を調達方法とする場合は、同法第4条第1項に規定する生産製造連携事業計画の認定書の写しを添付すること。
- 7 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律第12条に規定する資金を調達方法とする場合は、同法第10条第1項に規定する木材製造高度化計画の認定書の写しを添付すること。
- 8 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第10条第2項に規定する資金を調達方法とする場合は、同法第5条第1項に規定する総合化事業計画の認定書の写しを添付すること。
- 9 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第11条第1項に規定する資金を調達方法とする場合は、同法第9条第1項に規定する特定増殖事業計画

の認定書の写しを添付すること。

- 10 山村振興法第8条の6第1項に規定する資金を調達方法とする場合は、同法第8条第1項に規定する山村振興計画の計画書、当該計画書に付随する「産業振興施策促進事項」及び「森林資源活用型地域活性化事業について」並びに当該計画に係る県の同意文書の写しを添付すること。
- 11 注4から注10までに掲げるもののほか、知事が必要と認める書類を添付すること。